

愛知県告示第 210 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を令和 6 年 3 月 26 日次のように指定した。

なお、平成 17 年 2 月 4 日告示第 75 号（愛知県名古屋飛行場の着陸料等の徴収事務の委託）は、廃止する。

令和 6 年 4 月 16 日

愛知県知事 大 村 秀 章

指定した者	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託の期間
名古屋空港ビルディング株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号	愛知県名古屋飛行場条例(平成16年愛知県条例第44号)第13条第2項に規定する着陸料等(催事室使用料及びミュージアム専用利用料を除く)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで